

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準案の概要

平成18年8月
国土交通省

高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第13条第1項において、公園管理者等が特定公園の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下「新設特定公園施設」という。）を、移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準（以下「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない旨が規定されているところ、当該規定等に基づき、以下のとおり都市公園移動等円滑化基準を定めることを検討しています。

1. 概要

- (1) 都市公園における以下の新設特定公園施設等について、移動等円滑化基準を定めることとします。

1. 移動等円滑化園路関係（調整中）

移動等円滑化園路の移動等円滑化基準を定めることとします。

（項目例）

- ・ 出入口の基準（段差等）
- ・ 通路の基準（通路幅等）
- ・ 傾斜路の基準（幅、勾配等）
- ・ 階段の基準（手すり等）
- ・ エレベーターの基準
- ・ エスカレーターの基準
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック又は音声誘導設備の敷設基準 等

2. 広場関係（調整中）

広場（屋根付のものに限る。）の移動等円滑化基準を定めることとします。

（項目例）

- ・ 出入口の基準（段差等）
- ・ 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造 等

3. 休憩所関係（調整中）

休憩所の移動等円滑化基準を定めることとします。

（項目例）

- ・ 出入口の基準（段差等）
- ・ 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造 等

4. 駐車場関係（調整中）

新設特定公園施設における駐車場の移動等円滑化基準を定めることとします。

（項目例）

- ・ 身体障害者用駐車施設の基準（数、構造等） 等
- ・ 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造 等

5. 便所関係 (調整中)

便所の基準を定めることとします。

(項目例)

- ・ 出入口の基準 (段差等) 等
- ・ 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造 等

6. リハビリテーション用運動施設関係 (調整中)

リハビリテーション用運動施設の移動等円滑化基準を定めることとします。

(項目例)

- ・ 出入口の基準 (段差等)
- ・ 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造 等

7. 水飲場関係 (調整中)

水飲場の移動等円滑化基準を定めることとします。

(項目例)

- ・ 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造 等

8. 手洗場関係 (調整中)

手洗場の移動等円滑化基準を定めることとします。

(項目例)

- ・ 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造 等

9. 管理事務所関係 (調整中)

管理事務所の移動等円滑化基準を定めることとします。

(項目例)

- ・ 出入口の基準 (段差等)
- ・ 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造 等

10. 掲示板の要件関係 (調整中)

掲示板の移動等円滑化基準を定めることとします。

(項目例)

- ・ 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造 等

11. 標識の要件関係 (調整中)

標識の移動等円滑化基準を定めることとします。

(項目例)

- ・ 特定公園施設の配置を表示した標識の設置
- ・ 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造 等

(2) その他所要の改正

政令に規定する移動等円滑化園路設置の特例について規定することとします。 等

2. 今後のスケジュール

公 布：平成18年12月上旬

施 行：法施行の日 (平成18年12月20日)